

市民の声

(平成28年度広聴年報)

岡山市市長公室
広報広聴課

目 次

	ページ
1 広聴事業の概要	
(1) 事業内容	・・・ 1
(2) 広聴機構の沿革	・・・ 2
(3) 体制	・・・ 3
2 市民の声	
(1) 広報広聴課受付分	
①陳情・要望等文書	・・・ 4
②電話・Eメール等	・・・ 9
(2) 担当課受付分（文書要望等）※区役所を除く	・・・ 13
(3) 区役所受付分（文書要望）	・・・ 17
3 市長と大盛トーク	
(1) 目的・方法	・・・ 18
(2) 開催実績	・・・ 18
(3) 平成28年度開催概要	・・・ 18
4 パブリックコメント	
(1) 実施件数	・・・ 20
(2) 平成28年度実施状況	・・・ 20
5 区民相談	
(1) 相談件数	・・・ 23
(2) 平成28年度区役所別相談件数	・・・ 23
6 法律相談	・・・ 24

参考資料

- ・岡山市広聴主任者設置規則
- ・岡山市パブリックコメント手続実施要綱

1 広聴事業の概要

(1) 事業内容

本市では、市民の声（市民の意見や提案等）を市政運営に生かしていくため、次のような広聴業務と相談業務を実施している。

広聴業務

- 個別広聴：市民の声（文書、電話、電子メール、面談、FAX等）
- 集会広聴：市長と大盛トーク
- 課題広聴：パブリックコメント
- 市民意識調査：2年に1回実施（政策局政策企画課統計調査室担当）
- アンケート：各課で実施

相談業務

- 区民相談
- 法律相談

<広聴業務>

◎市民の声

- ・ 広報広聴課で受けた要望・意見等
- ・ 担当課で直接受けた要望・意見等

◎市長と大盛トーク

市民と市長が膝を交えて語り合いながら、地域づくりなどについて意見交換を行う。

◎パブリックコメント

市民参加の代表的な手続で、行政機関が一定の政策などを策定しようとするときに、政策などの趣旨、目的、内容など広く市民に公表し、これに対する市民からの意見の提出を受け、市民から提出された意見とこれに対する行政機関の考え方を公表するもの。

広く市民などの市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映

させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施している。

＜相談業務＞

◎区民相談

市政全般にわたる行政相談や市民の日常生活における困りごとに関する相談を受け、問題の早期解決を図るための教示・助言、あるいは担当課の紹介などを行っている。

各区役所の相談員が、電話相談や窓口相談に対応する。

◎法律相談

市民の日常生活における法律問題や民間の争いなどの相談について、岡山弁護士会派遣の弁護士が、専門的立場からその解決のための助言を行う。対象は、岡山市に在住の方で、予約が必要である。

※詳しい実施概要などについては「6 法律相談」（24ページ）に記載

（2）広聴機構の沿革

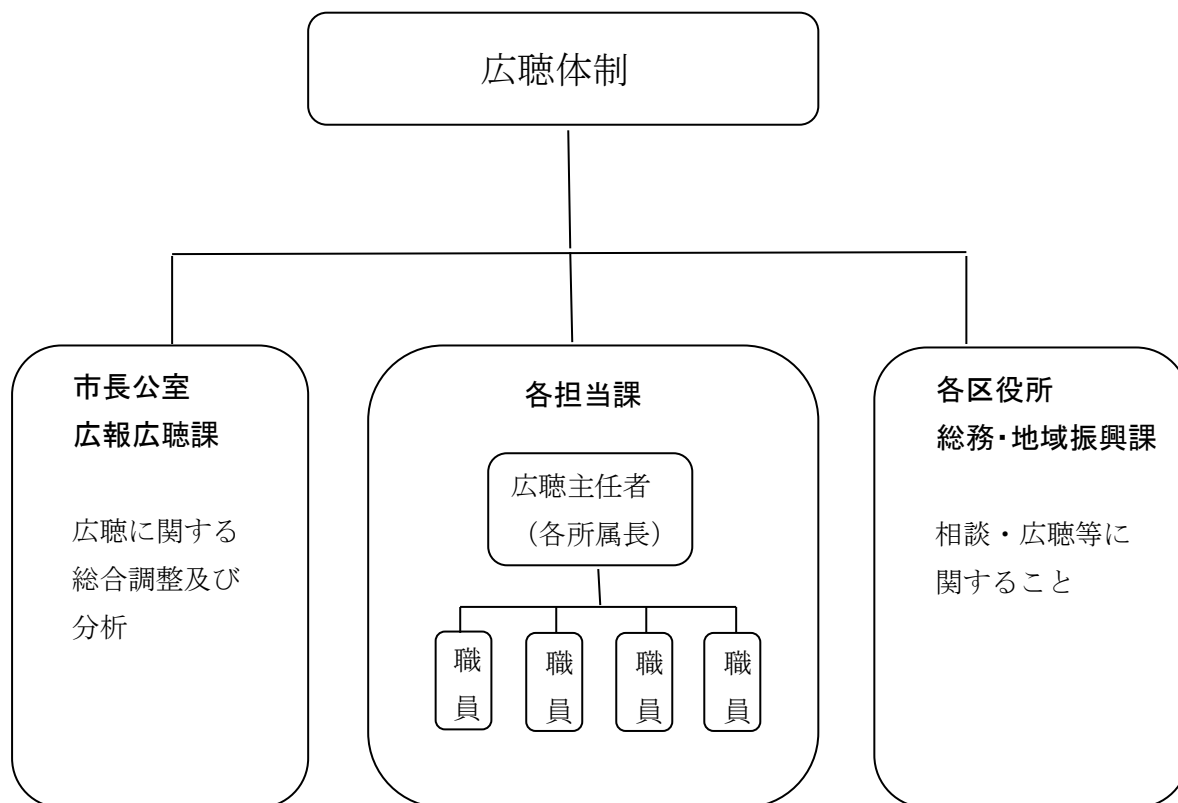
昭和34年12月28日	総務部市民課市民相談係
昭和38年8月5日	総務部秘書課広聴係
昭和40年9月15日	秘書課広聴係
昭和41年5月1日	市長公室秘書課広聴係
昭和42年7月15日	市民室市民相談課
昭和44年7月15日	市長公室市民相談課
昭和60年4月1日	市長公室自治振興課
平成4年4月1日	市長公室広報広聴課広聴係
平成9年4月1日	市長公室秘書広報課広聴係
平成13年4月1日	市民局市民協働部協働のまちづくり課市民の声室
平成18年4月1日	市民局市民みんなの相談室
平成21年4月1日	安全・安心ネットワーク推進室
平成27年4月1日	市長公室広報広聴課

※平成21年4月1日 政令市移行に伴い、各区役所総務・地域振興課に区民相談窓口を設置。

(3) 体制

広聴業務を日常的に行うのは一人ひとりの職員であり、広聴担当部署だけではなく、それぞれが担当する業務の中で職員一人ひとりが市民の声を真摯に聴き、市政に反映していくものであるという意識を持つことが重要である。

各所属には、市民の要望、意見、苦情、相談等に速やかに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため、広聴主任者（各所属長）を置くこととしている（「岡山市広聴主任者設置規則」）。広聴主任者は、所属職員を指揮して広聴事務にあたり、市民の市政に対する理解と信頼の確保に努める任務がある。



2 市民の声

(1) 広報広聴課受付分

①陳情・要望等文書

文書で岡山市に提出された陳情・要望等を集計。

ア 受付件数

<受付件数>

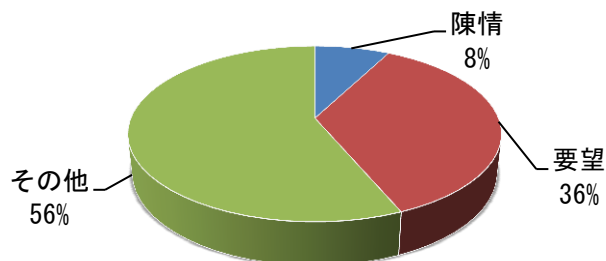
区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受付件数	281	187	119	164	78
施策別件数	708	481	391	526	416

※「施策別件数」：受理した文書が複数の課にわたる場合、関係する課の数を件数としてカウント

イ 平成28年度受付区分別集計

<受付種類別>

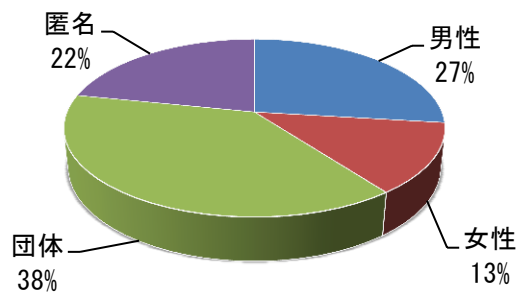
陳情	6
要望	28
その他	44
計	78



※「陳情」：市長若しくは副市長に団体等が直接要望書を手渡したものの

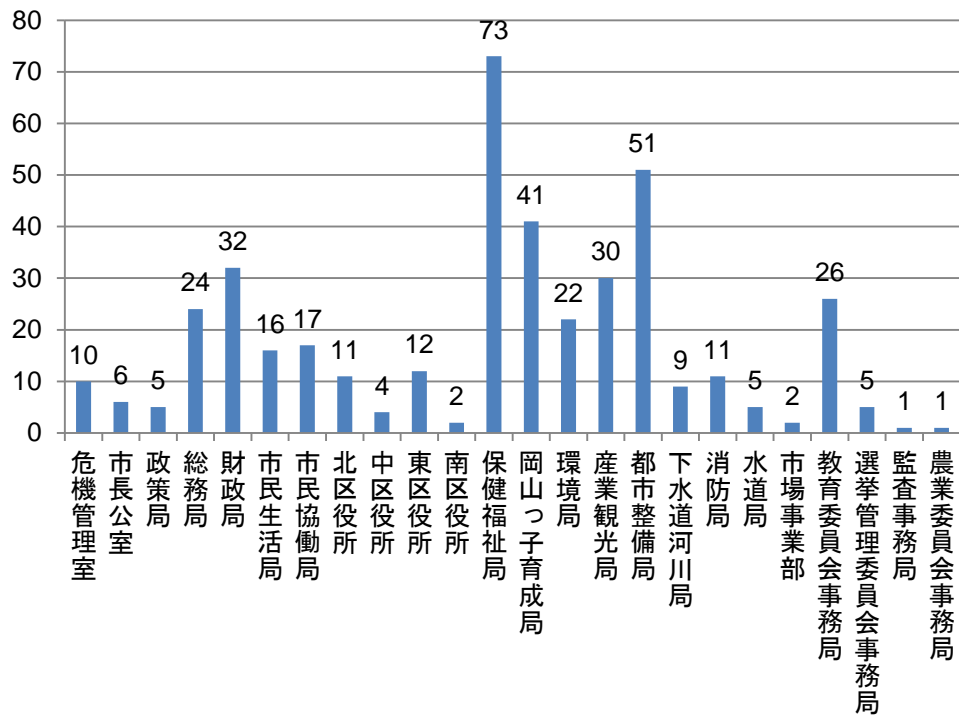
<申出人別>

男性	21
女性	10
団体	30
匿名	17
計	78



ウ 平成28年度局室区別集計

局室区 区分	施策別 件数	内容			申出人			
		陳情	要望	その他	男	女	団体	匿名
危機管理室	10	4	4	2	2		8	
市長公室	6	2	1	3	2		3	1
政策局	5	4	1				5	
総務局	24	9	9	6	1		17	5
財政局	32	10	11	11	5	5	22	1
市民生活局	16	11	5			1	15	
市民協働局	17	9	8			1	16	
北区役所	11	1	5	5	4	1	5	1
中区役所	4	1	3		1	1	2	
東区役所	12		2	10	9		2	1
南区役所	2	1	1				2	
保健福祉局	73	22	43	8	2	3	66	2
岡山っ子育成局	41	22	15	4	1	1	37	2
環境局	22	7	8	7	5		14	3
産業観光局	30	21	7	2	2		28	
都市整備局	51	28	18	5	6		45	
下水道河川局	9	7	1	1	1		8	
会計管理室	0							
消防局	11	4		7			4	7
水道局	5	2	2	1			4	1
市場事業部	2	1	1				2	
教育委員会事務局	26	9	13	4	4		22	
選挙管理委員会事務局	5	4		1			4	1
人事委員会事務局	0							
監査事務局	1	1					1	
農業委員会事務局	1	1					1	
議会事務局	0							
合計	416	181	158	77	45	13	333	25



エ 平成28年度局室区別 陳情・要望等の主な内容

局室区	施策別件数	主な内容
危機管理室	10	・防災対策
市長公室	6	・市政への意見 ・パブリックコメント
政策局	5	・総合計画 ・地方創生 ・中心市街地活性化
総務局	24	・マイナンバー ・人員配置と機構改革
財政局	32	・市有施設 ・滞納への対応
市民生活局	16	・市民会館 ・斎場建設 ・自転車運転マナー
市民協働局	17	・町内会 ・市民協働事業
北区役所	11	・道路整備 ・市管理施設の修繕
中区役所	4	・道路整備
東区役所	12	・道路整備
南区役所	2	・道路整備 ・公園整備
保健福祉局	73	・独居高齢者対策 ・こども医療費の無料化 ・受動喫煙 ・生活保護
岡山っ子育成局	41	・保育園の入園 ・認定こども園 ・放課後児童クラブ ・こどもの貧困対策
環境局	22	・家庭ごみの収集 ・電気自動車の普及

局室区	施策別件数	主な内容
産業観光局	30	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客への対応 ・商店街活性化 ・有害鳥獣対策 ・農業用施設整備
都市整備局	51	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行 ・市営住宅 ・空き家対策 ・道路及び公園整備
下水道河川局	9	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策の整備 ・斜面崩壊防止
消防局	11	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び救急体制の充実
水道局	5	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な水道水源の確保
市場事業部	2	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な食料供給と市場活性化
教育委員会事務局	26	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の環境整備（エアコン、洋式トイレの設置） ・図書館整備 ・支援学級の充実
選挙管理委員会事務局	5	<ul style="list-style-type: none"> ・投票しやすい環境整備 ・若年層への啓発
監査事務局	1	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な監査の実施
農業委員会事務局	1	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用
合計	416	

② 電話・Eメール等

岡山市へ電話・Eメール等で提出された意見・要望等（文書で提出されたものを除く）を集計。

ア 平成28年度受付件数

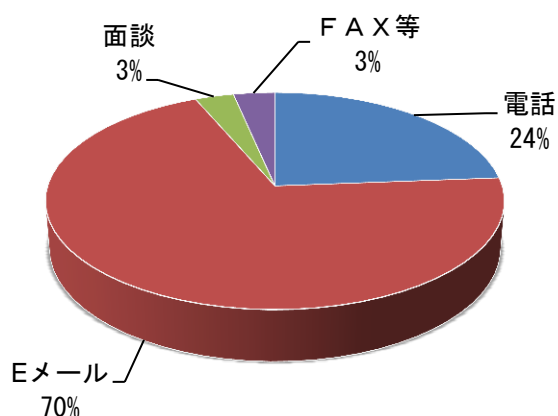
受付件数	450
施策別件数	575

※「施策別件数」：受理した文書が複数の課にわたる場合、関係する課の数を件数としてカウント

イ 平成28年受付区分別集計

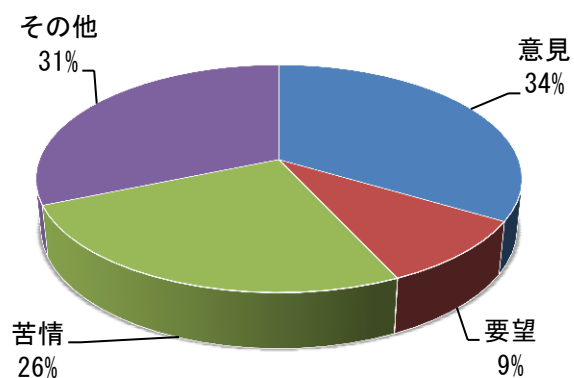
<受付方法別>

電話	107
Eメール	314
面談	14
FAX等	15
計	450



<受付種類別>

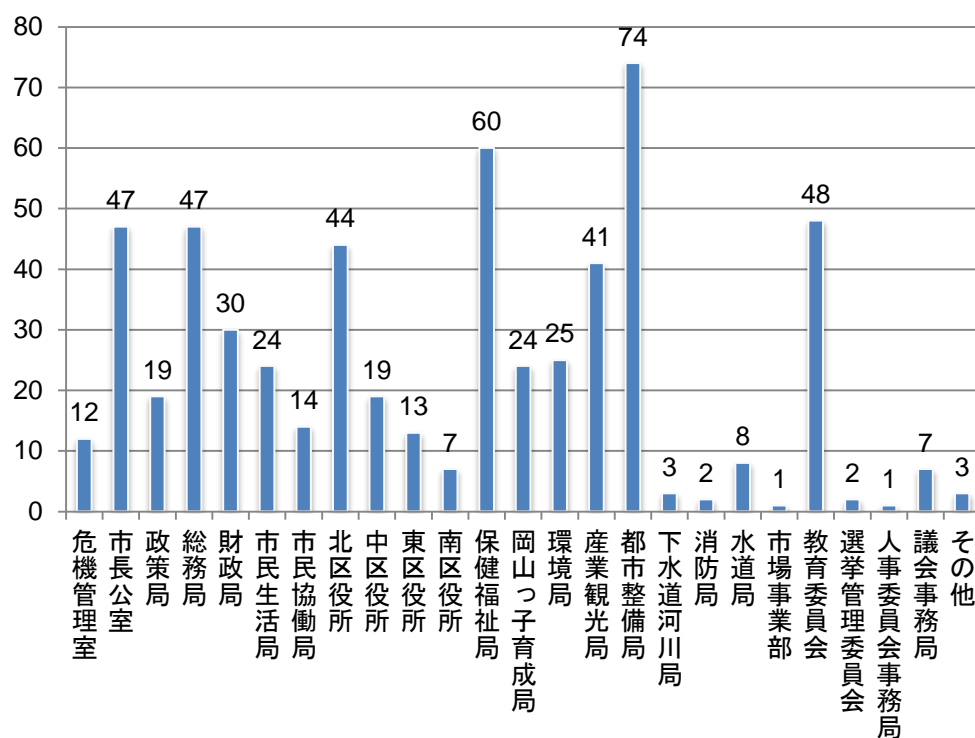
意見	151
要望	43
苦情	115
その他	141
計	450



ウ 平成28年度局室区別集計

局室区	施策別件数	局室区	施策別件数
危機管理室	12	産業観光局	41
市長公室	47	都市整備局	74
政策局	19	下水道河川局	3
総務局	47	会計管理室	0
財政局	30	消防局	2
市民生活局	24	水道局	8
市民協働局	14	市場事業部	1
北区役所	44	教育委員会事務局	48
中区役所	19	選挙管理委員会事務局	2
東区役所	13	人事委員会事務局	1
南区役所	7	監査事務局	0
保健福祉局	60	農業委員会事務局	0
岡山っ子育成局	24	議会事務局	7
環境局	25	その他	3
		計	575

※「その他」は他市町村等に対する意見数



エ 意見・要望等の主な内容

局室区	施策別 件数	主な内容
危機管理室	12	・震災支援 ・避難所設置
市長公室	47	・市長との対話事業 ・提案箱の設置
政策局	19	・操車場跡地の活用 ・区割り
総務局	47	・職員の対応 ・庁内駐車場 ・駐輪場の利用
財政局	30	・市税等の納付 ・職員の対応
市民生活局	24	・新市民会館建設 ・おかやまマラソン ・開庁時間延長
市民協働局	14	・コミュニティハウスの管理
北区役所	44	・道路整備等 ・職員の対応
中区役所	19	・道路整備等
東区役所	13	・職員の対応
南区役所	7	・公園整備
保健福祉局	60	・職員の対応 ・生活保護 ・福祉制度
岡山っ子育成局	24	・保育園入園等 ・待機児童

局室区	施策別 件数	主な内容
環境局	25	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙防止 ・職員の対応
産業観光局	41	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山城 ・池田動物園公営化 ・用水路転落防止対策
都市整備局	74	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通 ・用水路転落防止対策 ・市営住宅
下水道河川局	3	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道運営
消防局	2	<ul style="list-style-type: none"> ・航空隊の配備
水道局	8	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者
市場事業部	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市場内店舗
教育委員会	48	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のクーラー設置 ・図書館整備
市選挙管理委員会	2	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の増設
人事委員会	1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用
議会事務局	7	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・備中国分寺
計	575	

(2) 担当課受付分(要望等文書) ※区役所を除く

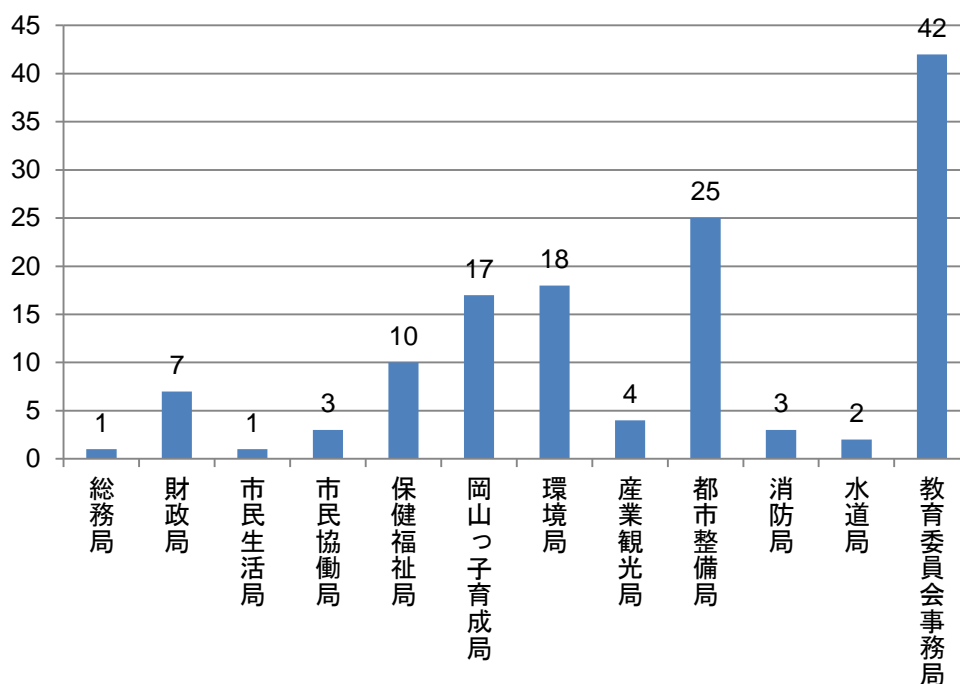
各担当課が直接受付したもののうち、文書で提出された市の施策に対する要望等を集計。

(区役所へ町内会長等から提出された道路等の修繕要望等の文書は「2(3) 区役所受付分」(17ページ)に別掲。)

①平成28年度受付件数 133件

②平成28年度局室別集計

局室	受付件数	局室	受付件数
総務局	1	環境局	18
財政局	7	産業観光局	4
市民生活局	1	都市整備局	25
市民協働局	3	消防局	3
保健福祉局	10	水道局	2
岡山っ子育成局	17	教育委員会事務局	42
		計	133



③要望等の主な内容

局室	件数	主な内容
総務局	1	・ 光回線未整備地域の整備
財政局	7	・ 中区の防災対策整備と公共施設集合 中区藤原地内の陸運支局跡地（国有地）において、東地区公民館等の施設整備を行うよう要望 ・ 入札契約制度改正、分離発注
市民生活局	1	・ 吉備地域センター跡地利用（武道場の新設）
市民協働局	3	・ 町内会の結成 ・ 岡山市街づくりにおける行政側窓口開設のお願い ・ 竜之口学区コミュニティハウスのトイレ洋式化並びに男女共用の解消
保健福祉局	10	・ 岡山空襲展示室の現状及び活用案 ・ 戦災遺跡ガイドマップ作成 ・ 民生委員の推薦など市民協働で事業を推進するにあたり、必要な情報や市の体制作りが不十分である。 ・ 国民健康保険料の引き下げ ・ 医療費助成制度の拡大 ・ 盲ろう者支援 ・ はり・きゅう・マッサージ助成制度 ・ 動物の受動喫煙防止 ・ 民泊規制に関する要望 ・ 森永ひ素ミルク中毒被害者の保健・福祉等に関する行政協力
岡山っ子育成局	17	・ 放課後児童クラブの運営 ・ 児童センターの施設整備 ・ 認定こども園の整備 ・ 保育施策の充実等

局室	件数	主な内容
環境局	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御津虎倉地区における産業廃棄物最終処分場の設置許可 ・ ごみ収集車の運転マナー ・ 西部リサイクルプラザへの黒ナンバーの車でのごみの持ち込み ・ ごみステーションの施錠 ・ ももっこ広場へのトイレの設置 ・ 高田地区連合地町内会要望事項 ・ 高松ヘルシーパークサッカー場の整備 ・ 古都南方スポーツ広場仮設トイレの更新と増設 ・ 事業系ごみの毎週土曜日搬入 ・ ごみ処理施設の年末開場 ・ 東野山町にかかる農道、水路の整備
産業観光局	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会会員の一層の活用（一般社団法人日本補償コンサルタント協会） ・ 三丁目劇場の再利用 ・ 「岡山市中小企業振興基本条例」に対する要望書（第1次） ・ 株式会社池田動物園の市営化
都市整備局	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会決議による民鉄業界要望の実現方 ・ 御津・建部コミュニティバス運行についての要望 ・ 「ももちゃり」の利用サービスに関する要望 ・ 自転車利用（活用）が健康に及ぼす調査・研究の実施についての要望 ・ 放置自転車対策等についての要望 ・ 自転車、自動二輪の路上駐輪対策の要望 ・ 都市計画道路箕島矢部線下庄誇線橋の拡幅 ・ 青江南交差点の分離帯設置解除 ・ 岡南大橋の4車線化 ・ 補償コンサルタントの活用

局室	件数	主な内容
都市整備局		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道岡山赤穂線寺地地内歩道設置 ・ 普通河川才ノ端谷河川改修 ・ 市道神崎町正儀線歩道整備 ・ 市道光津 9 号線道路拡幅 ・ 砂川改修に伴う新竹原橋の架け替え ・ 普通河川馬渡川河川改修 ・ 県道西大寺山陽線（と新幹線側道）交差点改良 ・ 国道 250 号（と旧農免道）交差点改良 ・ 県道西大寺山陽線歩道整備 ・ 県道万富吉井線歩道設置 ・ 中川町地内急傾斜対策 ・ 市道一日市 5 号線の県道タッチ隅切り ・ 県道鹿忍片岡神崎線道路拡幅 ・ 美作道路に係る信号機の併合 ・ 建築物の設計、工事監理業務等の業務報酬
消防局	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分団消防機庫移転新築の要望 ・ 防火水槽の設置要望 ・ 消火栓の設置要望
水道局	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水申請における制度に対する苦情 ・ 検針業務の委託における不適正処理についての苦情
教育委員会事務局	4 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書採択に関する要望 ・ 市立学校の教室へのエアコンの設置要望 ・ 図書館の設備についての要望
合 計	1 3 3	

(3) 区役所受付分（文書要望）

平成28年度中に区役所が文書により受理した業務に関する要望を集計。
 ※要望書の要望件数ごとにカウント（原則1文書の中に複数の要望があれば、複数カウント）

○北区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	6
農林水産振興課	131
地域整備課	176
土木農林分室	642
御津支所	237
建部支所	89
合計	1,281

○中区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	1
農林水産振興課	113
地域整備課	343
合計	457

○東区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	43
農林水産振興課	205
地域整備課	266
瀬戸支所	199
合計	713

○南区役所

課名	受付件数
総務・地域振興課	7
農林水産振興課	64
地域整備課	316
灘崎支所	90
合計	477

3 市長と大盛トーク

(1) 目的・方法

市長が市民と直接意見交換を行うことにより、市民の方々に市政をより身近に感じていただくとともに、市政に関する様々な「市民の声」を聴いて、市政運営の参考とするため、平成25年度から実施。

方法としては、

- ①「地域振興」をテーマに、2中学校区単位で、地域ごとに開催。
参加者：地域の公職にある方及び公募の方
※主に平成25年度～平成28年度で実施
- ②市の重点施策等からテーマを決め、若い世代、女性や様々な業種・分野の方々等の参加を得て開催。

(2) 開催実績

	25年度	26年度	27年度	28年度
開催回数	5回	11回	7回	5回
参加延人数	80名	163名	103名	64名

(3) 平成28年度開催概要

開催年月日	平成28年4月19日
テーマ	「街なかのにぎわい創出」
参加者	街なかのにぎわい創出に関わる活動をしている方11名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
主な意見	・ 防災拠点としての西川の取り組みについて ・ ジョギングコースの整備や拡大について ・ 歩行者天国の継続的な実施について ・ 市内各地での同時のイベント開催などによる回遊性の創出について

開催年月日	平成28年5月19日
テ ー マ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参 加 者	岡山中央・岡輝中学校区17名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション住民と地域を密着させるガイドライン作成について ・保育園等の一時預かりの充実について ・カルチャゾーンの発展について

開催年月日	平成28年8月8日
テ ー マ	「NPOと岡山市との協働による社会課題の解決について」
参 加 者	岡山市との協働による社会課題の解決に取り組んでいるNPO関係者11名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性のある社会に対応していく人材育成について ・途切れ目のない社会支援のための行政と民間の連携について ・就学・就労で岡山を選んでもらえるためのPRについて

開催年月日	平成28年10月3日
テ ー マ	「自分たちの学校生活、岡山中央中学校区のまちづくりについて」
参 加 者	岡山中央中学校生徒12名
開催場所	岡山中央中学校
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山のいいところについて ・岡山中央中学校のいいところ、好きなところについて ・岡山中央中学校の取り組みなどについて

開催年月日	平成28年10月27日
テ ー マ	地域の特性を踏まえ、5年度、10年度を見据えた中・長期的なまちづくり
参 加 者	石井・桑田中学校区13名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ももちゃりの充実や駐輪場の整備について ・小中学校へのエアコン設置について ・マンション住人と地域とのつながり等について ・児童クラブ職員の質の向上について

4 パブリックコメント

(1) 実施件数

	26年度	27年度	28年度
実施件数	20	13	23

(2) 平成28年度実施状況

件名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担当課
「一級河川倉安川河川整備計画(案)」に対するパブリックコメントの実施について	2	3	1	下水道河川計画課
岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案に係るパブリックコメントの実施について	0	0	0	保健管理課
岡山市水道事業総合基本計画(アクアプラン2017)(案)への意見(パブリックコメント)募集について	3	3	0	水道局企画総務課
パブリックコメントの実施について(岡山市緑の基本計画)	1	1	0	庭園都市推進課
「『新たな岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第4次さんかくプラン)』の策定にむけた市の施策の方向性等」に関するパブリックコメントの実施について	2	7	0	女性が輝くまちづくり推進課
第2期岡山市教育振興基本計画素案に係るパブリックコメントの実施について	20	92	14	教育企画総務課
(仮称)岡山市浸水対策の推進に関する条例(素案)に対するパブリックコメントの実施について	5	17	0	下水道河川計画課

件 名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担 当 課
国民健康保険に関する事務における特定個人情報保護評価に対する意見募集（パブリックコメント）について	0	0	0	国保年金課
第2次岡山市環境基本計画（改訂版）及び岡山市地球温暖化対策実行計画（改訂版）（素案）へのパブリックコメント募集の実施について	4	6	1	環境保全課
岡山市文化芸術振興ビジョン改訂版（素案）への意見（パブリックコメント）募集について	15	38	6	文化振興課
岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定等業務パブリックコメントの実施について	0	0	0	環境事業課
岡山市生物多様性地域戦略パブリックコメント募集について	8	41	18	環境保全課
「岡山市行財政改革推進プラン（仮称）」素案への意見募集（パブリックコメント）について	43	63	3	行政改革推進室
岡山市第六次総合計画の前期中期計画（素案）へのご意見（パブリックコメント）募集について	152	332	3	総合計画課
「岡山市産業振興アクションプラン（素案）」へのご意見募集（パブリックコメント）について	6	16	2	産業政策課
「岡山市観光振興アクションプラン（素案）へのご意見募集（パブリックコメント）について	2	8	0	観光コンベンション推進課
「岡山市農林水産振興アクションプラン」の素案へのご意見募集（パブリックコメント）について	3	17	2	農林水産課
岡山市国土強靱化地域計画（素案）に関するご意見（パブリックコメント）の実施について	46	60	7	危機管理室

件名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担当課
岡山連携中枢都市圏ビジョン（素案）のパブリックコメント手続の実施について	19	31	0	政策企画課
「岡山市住生活基本計画（案）」のパブリックコメント実施について	2	7	0	住宅課
平成29年度岡山市食品衛生監視指導計画案に係るパブリックコメントの実施について	1	1	1	保健管理課
岡山市火薬類審査基準（案）に対するパブリックコメントの実施について	0	0	0	消防・予防課
岡山市情報化推進（2017～2021）へのパブリックコメントの実施について	10	38	1	ICT推進課
合計	344	781	59	

実施件数合計	平均値		
	意見提出者数	意見件数	原案の修正
23	14.9	33.9	2.5

5 区民相談

各区役所総務・地域振興課で区民相談を実施。

(1) 相談件数

内容 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
相 続	186	136	119	143	157
離 婚	82	61	42	45	38
借地・借家	56	47	47	73	47
不 動 産	83	87	84	48	49
相隣関係	192	263	242	258	187
金銭貸借	48	52	51	38	24
家庭生活	357	539	388	300	223
そ の 他	675	759	704	824	585
案 内	314	378	292	376	270
合 計	1,993	2,322	1,969	2,105	1,580

※内容の区分のうち、案内とは、相談内容により、岡山市の関係課を紹介したもの、または、岡山市以外の他の相談機関を案内したもの。

(2) 平成28年度区役所別相談件数

内容 \ 区	北区	中区	東区	南区
相 続	63	2	73	19
離 婚	20	4	9	5
借地・借家	38	3	1	5
不 動 産	24	4	5	16
相隣関係	70	28	43	46
金銭貸借	17	2	0	5
家庭生活	138	27	28	30
そ の 他	125	101	264	95
案 内	162	103	0	5
合 計	657	274	423	226

6 法律相談

概要：弁護士による無料法律相談

予約制で相談時間は1人30分

対象者：岡山市在住の方

実施日時：毎週水・木曜日午後1時から4時まで

※年末年始・祝祭日にあたる場合は日程が変更になります。

実施場所：さんかく岡山（岡山市男女共同参画社会推進センター）

岡山市北区表町三丁目14番1-201号（アークスクエア表町2階）

予約方法：毎週ごとに水曜日午前9時から当日・翌日分を先着順で電話で予約受付（1日当たり 12枠）

電話番号 086-803-1000

※多くの市民の方が利用できるよう、同一人からの相談は、相談内容の異同に関わらず2年に1回

○年度別法律相談件数の推移、及び、相談内容件数上位5位

順位 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
第1位	離婚問題 220	離婚問題 227	離婚問題 211	離婚問題 232	相 続 201
第2位	金銭貸借 173	相 続 206	相 続 201	相 続 210	離婚問題 187
第3位	相 続 165	家庭生活 123	家庭生活 118	家庭生活 106	家庭生活 115
第4位	家庭生活 132	金銭貸借 114	金銭貸借 112	金銭貸借 74	金銭貸借 95
第5位	不動産 74	借地借家 72	不動産 79	不動産 69	不動産 86
その他	439	383	359	387	353
合計	1,203	1,125	1,080	1,078	1,037

参考資料

○岡山市広聴主任者設置規則

昭和63年11月19日

市規則第93号

改正 平成4年10月28日市規則第63号

平成8年3月29日市規則第47号

平成10年4月1日市規則第62号

平成11年6月4日市規則第133号

平成13年5月31日市規則第155号

平成18年6月8日市規則第169号

平成21年3月27日市規則第87号

平成27年3月24日市規則第63号

平成28年8月23日市規則第195号

岡山市公聴主任者設置規則(昭和43年市規則第46号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 市民の要望，意見，苦情，相談等（以下「要望等」という。）に速やかに対応し，市民サービスの向上を図るとともに，市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため，広聴主任者を置く。

(広聴主任者)

第2条 広聴主任者は，課(これに相当する組織を含む。以下同じ。)の長をもつて充てる。

(任務)

第3条 広聴主任者は，要望等に速やかに対応するため，所属職員を指揮して広聴任務に当たり，市民の市政に対する理解及び信頼の確保に努めなければならない。

2 広聴主任者は，広報広聴課から送付を受けた要望等について，対応処理し，その結果を広報広聴課長宛てに速やかに報告しなければならない。

3 広聴主任者は，広報広聴課から要請のあつた場合には直接又は課員を指名して要望等に対応するものとし，必要がある場合には現場視察に同行し，又は課員を指名し同行させなければならない。

4 局主管課及び市長事務部局以外の庶務担当課の広聴主任者は，広報広聴課から要請のあ

つた場合には局室内の広聴主任者の連絡調整を行わなければならない。

(処理の方法)

第4条 広聴主任者は、次に掲げるところにより要望等を処理するものとする。

- (1) 文書による要望等については、原則として文書により回答すること。
- (2) 文書によらない要望等については、口頭その他適当と認められる方法により回答すること。

2 広聴主任者は、次に掲げる場合は、要望等への回答を行わないことができる。

- (1) 要望等の申出を行つた者（以下「申出人」という。）が回答を求めていると認められる場合
- (2) 申出人の連絡先が不明である場合
- (3) 要望等の内容の趣旨が不明で回答できないものである場合
- (4) 同じ申出人から同趣旨の要望等が複数回行われ、以後回答しない旨を伝えたにもかかわらず、同趣旨の要望等が行われた場合
- (5) 要望等の申出が明らかに市の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合
- (6) 申出人が他の者と共同で要望等の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に要望等への回答をしたとき。

(会議)

第5条 広報広聴課長は、必要があると認める場合には広聴主任者会議を招集することができる。この場合において、広聴主任者会議は、議事に関係ある者のみをもつて開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年市規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年市規則第47号)抄

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市規則第133号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年市規則第155号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規則第169号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第87号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第63号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第195号)

この規則は、交付の日から施行する。

○岡山市パブリックコメント手続実施要綱

平成22年1月18日

市告示第41号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長又はその補助機関であって法令等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、岡山県の条例、岡山県の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)、市の条例及び市の規則をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の立案に係る意思決定を行うに当たっては、次条から第7条までに規定するところにより、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市行政の基本的な方針若しくは計画又は個別行政分野における基本的な方針若しくは計画
- (2) 次に掲げる条例又は法律若しくは次に掲げる条例に基づく規則
 - ア 市の基本的な制度を定めることを内容とするもの

イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。）

(3) 法令等に基づく申請（行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに限る。以下同じ。）により求められた許認可等（行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

(4) 不利益処分（行政庁が法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令等において必要とされている手続としての処分

イ 許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(5) 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導（実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとする場合において、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

(2) 実質的に裁量の余地がないと認められるとき。

(3) 法律又は法律に基づく命令の規定により、附属機関の議を経て定めることとされている政策等を定めようとするとき。

(4) 法令等により公聴会その他の意見聴取手続が定められているとき。

(5) 附属機関において、パブリックコメント手続に類する手続を経て策定した報告、答

申等に基づき政策等の立案に係る意思決定を行うとき。

(6) 他の実施機関において、パブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

(7) 前項第3号から第5号までに掲げる政策等のうち、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものを定めようとするとき。
(政策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、政策等の立案に係る意思決定を行おうとするときは、あらかじめ、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 当該政策等の案の概要

(3) その他実施機関において市民等が当該政策等の案を理解するために必要と認める事項

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を、行政資料室及び各区役所(北区役所を除く。)に備え付け、かつ、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じて、広報紙への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案及び資料を公表するときに意見等の提出期限及び提出方法を明示するものとする。

2 実施機関は、前項に規定する提出期限を定めるに当たっては、市民等が政策等の案及び資料についての意見等を提出するために必要な時間等を勘案し、公表の日から起算して30日間程度の期間を確保するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への持参

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) その他実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の立案に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の立案に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に規定する非開示情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

(1) 提出された意見等(提出がなかった場合はその旨)又はそれらを要約・整理したもの

(2) 提出された意見等に対する市の考え方

(3) 政策等の案を修正したときにあつては当該修正の内容

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、パブリックコメント手続に類する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

市民の声（平成28年度広聴年報）

平成29年12月

発行 岡山市市長公室広報広聴課

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 (086) 803-1025

FAX (086) 803-1731

e-mail shisei@city.okayama.lg.jp